

議案第58号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例等の一部を改正する条例

(狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部改正)

第1条 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例(平成18年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2の30の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表30の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表41の3の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表41の4の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表47の項中「第5項」を「第7項」に、「の認定の」を「又は長期優良住宅維持保全計画の認定の」に、「長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料」に改め、同項第1号アに次のように加える。

(ウ) 建築を伴わない場合 13,000円

別表第2の47の項第1号イ(ア)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 25,000円

別表第2の47の項第1号イ(イ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 42,000円

別表第2の47の項第1号イ(ウ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 78,000円

別表第2の47の項第1号イ(エ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 118,000円

別表第2の47の項第1号イ(オ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 173,000円

別表第2の47の項第1号イ(カ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 300,000円

別表第2の47の項第1号イ(キ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 386,000円

別表第2の47の項第1号イ(ク)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 451,000円

別表第2の47の項第2号アに次のように加える。

(ウ) 建築を伴わない場合 85,000円

別表第2の47の項第2号イ（ア）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 194,000円

別表第2の47の項第2号イ（イ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 306,000円

別表第2の47の項第2号イ（ウ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 599,000円

別表第2の47の項第2号イ（エ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 1,068,000円

別表第2の47の項第2号イ（オ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 1,832,000円

別表第2の47の項第2号イ（カ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 3,384,000円

別表第2の47の項第2号イ（キ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 4,832,000円

別表第2の47の項第2号イ（ク）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 5,919,000円

別表第2の49の項中「の変更の認定の」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の」に、「長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の変更の認定申請手数料」に改め、同項第1号アに次のように加える。

(ウ) 建築を伴わない場合 6,500円

別表第2の49の項第1号イ（ア）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 12,500円

別表第2の49の項第1号イ（イ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 21,000円

別表第2の49の項第1号イ（ウ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 39,000円

別表第2の49の項第1号イ（エ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 59,000円

別表第2の49の項第1号イ（オ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 86,500円

別表第2の49の項第1号イ（カ）に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 150,000円

別表第2の49の項第1号イ(キ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 193,000円

別表第2の49の項第1号イ(ク)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 225,500円

別表第2の49の項第2号アに次のように加える。

(ウ) 建築を伴わない場合 42,500円

別表第2の49の項第2号イ(ア)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 97,000円

別表第2の49の項第2号イ(イ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 153,000円

別表第2の49の項第2号イ(ウ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 299,500円

別表第2の49の項第2号イ(エ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 534,000円

別表第2の49の項第2号イ(オ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 916,000円

別表第2の49の項第2号イ(カ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 1,692,000円

別表第2の49の項第2号イ(キ)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 2,416,000円

別表第2の49の項第2号イ(ク)に次のように加える。

c 建築を伴わない場合 2,959,500円

(狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例(令和3年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中狭山市建築基準法等関係事務手数料条例別表第2の30の項、30の2の項、41の3の項及び41の4の項の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和5年2月20日

令和4年9月1日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正により、長期優良住宅維持保全計画の認定事務が追加されることに伴い、新たな手数料を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。